

執筆者:

E-mail✉ [吉本 祐介](mailto:mutiara@nishi-asahi.com)E-mail✉ [Mutiara Khairunnisa¹](mailto:mutiara@nishi-asahi.com)E-mail✉ [Rendi Prahara Septiawedi¹](mailto:rendi@nishi-asahi.com)

2021年8月、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、今後数十年間で産業革命前からの気温上昇が1.5度に達する可能性があることを示す報告書を発表しました。この報告書は、インドネシアを含むパリ協定の締約国に対し、温室効果ガスの迅速かつ大規模な排出削減を目指した政策を実施することを求めています。²

本ニューズレターでは、インドネシアの民間事業者に対して、クリーンエネルギー事業への参入などにより、炭素排出削減を行うよう促すインドネシア政府の近時の政策について解説します。

A. インドネシアのNDC(国が決定する貢献)の改定

インドネシアは、2016年に、2030年までに排出量を29%(無条件)から41%(条件付き)削減するという意欲的な、国が決定する貢献(Nationally Determined Contribution、以下「NDC」といいます。)目標を発表しました。

この目標を実現するため、インドネシア政府は、2021年4月21日付通達 No. B-272/M/S/HK.09/04/2021(以下「更新後NDC」といいます。)を発行し、インドネシアのNDCを更新しました。湿地(マングローブ林及び泥炭地)の保全・管理、廃棄物管理の改善、全セクター(工業、商業、運輸、住宅)におけるエネルギー消費の効率化など更新後NDCに規定されている重要なポイントは、インドネシアの将来の炭素排出削減スキームに大きな影響を与えることが予想されます。更新後NDCは、法的には国内法や規則として拘束力を有しませんが、パリ協定の実現に対するインドネシアのコミットメントを反映したものであり、インドネシア政府が今後関連部門に関する様々な規則を制定することになるという意味で、政治的に大きな影響を与えるものです。

B. 林業部門

更新後NDCにおける目標には、200万ヘクタールの泥炭地の修復及び1200万ヘクタールの劣化した土地の再生が含まれています。「森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減」(REDD+)と呼ばれるメカニズムを通じた資金提供と協力の枠組みがこの目標を達成するために欠かせないものとなります。

インドネシアにおけるREDD+は、(i)持続可能なパーム油のインドネシア国内規定(Indonesian Sustainable Palm Oil)、及び(ii)低炭素排出開発プロジェクトを実施するために地方政府に与えられるインセンティブに関する、世界銀行と環境及び森林省のパートナーシップである、森林カーボンパートナーシップファシリティ(Forest Carbon Partnership Facility)の実施など、民間企業との協力を含め、様々な形で実施されてきています。

¹ 提携事務所所属

² IPCC, Climate Change 2021 The Physical Science Basis Summary of Policymakers, 2021, p.18. https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/downloads/report/IPCC_AR6_WGI_SPM.pdf

C. エネルギー分野

国家エネルギー政策に関する 2014 年政令第 79 号がエネルギーミックスに関するインドネシアの方針を定めています。更新後 NDS はこの方針に沿うものであり、インドネシアは、2025 年及び 2050 年までに、以下の主要なエネルギーミックスを達成することを目指しています。

- a. 新エネルギー及び再生可能エネルギー: 2025 年 23%以上、2050 年 31%以上
- b. 原油(石油): 2025 年 25%未満、2050 年 20%未満
- c. 石炭: 2025 年 30%以上、2050 年 25%以上
- d. 天然ガス: 2025 年 22%以上、2050 年 24%以上

D. 廃棄物管理

インドネシア政府は、廃棄物管理セクターからの排出削減を推進することも約束しています。

インドネシア政府は、西ジャワ州の Legok Nangka 廃棄物処理施設やセマラン州の Jatibarang 廃棄物処理施設など、いくつかの廃棄物処理施設の開発も開始しています。

また、インドネシア政府がインドネシア全土の都市で廃棄物処理施設を開発する計画を立てていることも報道されています。

E. 今後のカーボン・プライシング規制

Joko Widodo 大統領は、NDC の達成と開発における炭素排出量規制のためのカーボン・プライシング制度に関する大統領令(以下「カーボン・プライシング令」といいます。)制定を検討中です。

カーボン・プライシング令は、該当する排出基準に従って、事業者がそれぞれの事業活動における炭素排出を抑制することを奨励することを目的としています。

カーボン・プライシング令案においては、取引手段と非取引手段の二つのカーボン・プライシング決定方法が規定されています。取引手段には、カーボン・トレードとカーボン・オフセットが含まれ、事業者が炭素排出量の少ない事業者から二酸化炭素を排出する権利を購入できるようになります。また、非取引手段としては、炭素を含む商品を購入したり、炭素を排出する活動を行ったりする場合に炭素税が導入されることになっており、財務省が 2022 年の施行を目指して炭素税に関する基本的な規制制定の準備を進めています。

さらに、エネルギー・鉱物資源省は、屋上太陽光発電による公益電力供給事業許可保有者の電力網への接続に関する 2021 年エネルギー・鉱物資源大臣規則第 26 号を制定しました。この新しい規制の重要な点として、屋上太陽光発電の顧客と公益電力供給事業許可保有者とが「炭素」を取引することができるかとされています。なお、炭素取引の詳細は、別途制定される規則で定められる予定であり、エネルギー部門の事業者は、新規規則制定を待っている状況です。

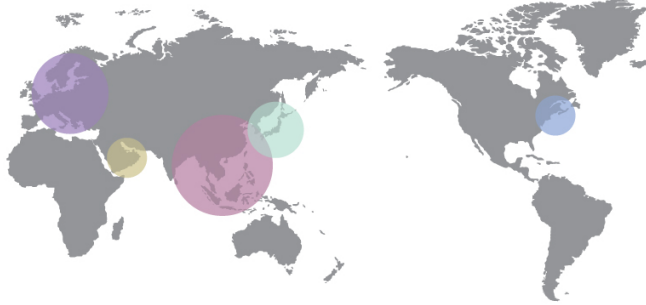
本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子
中川佳宣

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

*1 提携事務所 *2 関連事務所